

令和4年9月

申請者各位

横浜商工会議所 国際部

一般原産地証明のオンライン発給について

平素より当所の貿易関係証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、横浜商工会議所では、「貿易関係証明発給システム」を利用し、2022年10月3日（月）より一般原産地証明のオンライン発給を開始することになりました。

申請者の皆さまにおかれましては、申請から発給まで一連の手続きがオンラインで可能となりましたので、是非ご利用ください。

記

1. 発給開始日

2022年10月3日(月) ※従来の書面での窓口発給も継続されます。

2. 対象となる貿易関係証明

一般原産地証明

※インボイス証明、サイン証明は、順次対応予定です。

3. 手続の流れ

〈1〉貿易登録

※既に貿易登録している事業者様につきましても、新たに「貿易関係証明書発給システム」に登録し、ID・パスワードを取得する必要があります。登録が完了しますと、オンライン・窓口ともに発給が可能となります。

①「貿易登録のご案内(https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=1801)」にアクセスし、「誓約書」「登録台帳（業態内容届・署名届）」を作成、「誓約書」に押印、「署名届」に肉筆サインをしてください。

②「誓約書」「登録台帳（業態内容届・署名届）」、その他の必要書類（※）を横浜商工会議所までご提出ください。 ※書類受付は 2022年10月3日からです

<その他の必要書類（※）>

- ・法人 履歴事項全部証明書 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）
- ・個人 住民票・印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）及び
開業届または納税証明書（事業税）のいずれかのコピー
- ・代表者や署名者が外国籍の場合は「在留カード（表裏両面）」「外国人登録証明書」「特別永住者証明書」「パスポート（氏名、在留資格、在留期限の記載されたページ）」
いずれかのコピー
- ・履歴事項全部証明書に「古物」に関する記載がある場合は、都道府県公安委員会発行の「古物商許可証」のコピー

- ・事業拠点が「横浜市」以外である場合は、地区外登録を必要とする理由書

※横浜商工会議所会員の場合は提出不要です。

※理由書は横浜商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.yokohama-cci.or.jp/issuance/trade/> 「地区外登録を必要とする理由書」

※横浜商工会議所の会員に限り、10月3日から郵送受付もいたします。

〒231-8524 横浜市中区山下町2 産業貿易センター8F 横浜商工会議所 国際部 宛

※横浜商工会議所の非会員の方は窓口までお越しください。

- ③貿易登録の承認後、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要な貿易登録証（【管理者ID】とパスワード）を発行いたします。

〈2〉発給申請

※ユーザーIDで申請します。他社（登録済みの代行業者を除く）へのID・パスワードの開示等は利用規約により禁止されておりますのでご注意ください。

- ①「貿易関係証明発給システム(<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>)」にアクセスし、署名届に記載の「商工会議所コード」「ユーザーID」「パスワード」を入力してログインしてください。

- ②「発給申請書」を入力し、「典拠用インボイス」のPDFデータをアップロード、「原産地証明書」に記載する内容を入力し、システム上で「発給申請」してください。

※申請内容に不備がある場合、システム上で該当箇所を加筆修正することが可能です。横浜商工会議所が承認するまでは、何度訂正しても証明手数料はかかりません。

〈3〉証明手数料決済

横浜商工会議所の審査・認証が完了しますと、手数料を支払いに進みます。「貿易関係証明発給システム」で、オンライン決済します。

※決済方法はクレジットカード決済のみとなります。

〈4〉発給（証明書印刷）

決済完了後、証明書の印刷が可能となりますので、自社プリンターでカラー印刷します。

※証明書は決済後、14日以内に印刷してください。14日を過ぎると印刷できなくなります。

◆詳細は以下にてご確認ください。

https://www.yokohama-cci.or.jp/international/trade/pdf/co_sinsei.pdf



〈お問い合わせ〉

横浜商工会議所 国際部 TEL:045-671-7406